

○交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官運用要領の制定について

〔平成30年1月4日〕
〔例規甲（交指捜）第29号〕

（概要）

この要領は、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進を図るため、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の設置及び運用について必要な事項を定めたものである。